

外交官榎本武揚と樺太千島交換条約―交渉とその評価―

大阪大学法学部法学科 日本政治外交史専攻 三回生 醍醐龍馬

一. はじめに

二〇一〇年の日本は戦後長らく解決しない領土問題の再燃で大いに動揺した。九月の尖閣諸島中国漁船衝突事件もさることながら、一月にはそれに乗じる形でメドベージェフがロシア大統領として初めて北方領土を訪問し日露関係は緊張した。これに対する日本政府の対応には世論の厳しい目が向けられ、ロシア大統領の北方領土訪問に関する情報を事前につかめなかった河野駐露大使はその情報収集能力の欠如を理由に更迭された。これら一連の事件は、世界に日本外交の脆弱性、外交官の質の低下を露呈したとともに、領土問題解決の難しさを再認識させた。

ところで、あまり知られてはいないが、明治時代にも「北方領土問題」が日露間の懸案課題であった。この「北方領土問題」は現代のそれと違い、当時日露雑居の地であった樺太をめぐるスケールの大きい領土問題であった。この領土問題は樺太問題と呼ばれ幕末から領土交渉が行われていたものの、それは一向に解決せず明治時代にまで持ち越されたのであった。しかもロシア側は年々強硬姿勢を示すようになり、日本に無きに等しい代償と引き換えに樺太の放棄を迫るようになった。このように解決困難になりつつあった両国間の領土問題であったが、一八七五年には樺太と千島列島の交換という手段によって平和的に解決された。もちろん大国ロシアが千島全島を容易に譲渡するはずはなく、それを実現させるには日本側外交官の粘り強い交渉力が求められた。その大役を果たした人物こそが榎本武揚その人である。

一般的に榎本武揚といえ、箱館五稜郭で最後まで明治政府に抵抗した軍人としてしか記憶されていないのではないだろうか。しかし、それは彼の前半生に過ぎず、その才能を買われて明治時代にも政治の表舞台に姿を現す。そして彼は様々な歴史的事件に関与しており、本稿で扱う樺太千島交換条約もその一つである。ただ、明治政府で活躍した榎本を福沢諭吉が、勝海舟とともに二君に仕え出世までしたと痛烈に批判しただけでなく、現代に入ってなお「典型的オポチュニスト」だったと評されることもあり^三、彼の業績は正当に評価されなかった。また、明治政府が薩長閥に支配されていたことも旧幕臣である彼の影を薄くしたのだと思われる。こうしたこともあって、明治時代の榎本を知る人は少ない。

それゆえ、そもそも榎本武揚の人物研究自体がそれほど多くないが、その中には条約締結に果たした榎本の評価が散見される。加茂儀一氏は「正々堂々たる外交振りを発揮し、頑張れるところまでは頑張った」と評価する^三。そして、井黒弥太郎氏も「相手が相手、当時の日本からすれば、頗るの善戦」と評する^四。一方で、科学に詳しかった榎本を「科学的な外交官」だったとする^五、その科学的才能を交渉の場で具体的にどう活用したかまでは触れられていない^六。また近年では、下斗米伸夫氏が日本初の対等外交実現の立役者として榎本を評価する^七。

その一方で、樺太千島交換条約に関連するものとしては、我部正男^八、秋月俊幸^九、ヴィンナー^{一〇}、ステファン^{一一}、村山七郎^{一二}、信夫清三郎^{一三}、関静雄^{一四}、石井孝^{一五}、麓慎^{一六}ら諸氏

の研究がある。しかし、その多くが樺太千島交換条約に至る政治過程や、当時の国際状況、現代の北方領土問題との関連性などを分析したものであり、外交官として現地交渉に赴いた榎本を評価する試みではない。むしろ外交官は誰であれ、中央政府が事前に樺太と千島の交換方針を決定した段階で領土問題は解決されたも同然のような印象を受けてならない。言い換えれば、外交史ないし日露関係史研究においては、榎本武揚が樺太千島交換条約締結に果たした役割について注目されてこなかったのである。

このことは、近年刊行された外交官研究からも窺い知れる。例えば『人物で読む近代日本外交史―大久保利通から広田弘毅まで』^{一七}は明治から昭和戦前期までの外交で活躍した人物を個別検討しているが、榎本は入っていない。しかも、樺太千島交換条約の一番の立役者として樺太放棄策を提案した黒田清隆が大きく取り上げられ、榎本はまるで黒田の「使い走り」のような扱いにとどまる^{一八}。また、『明治外交官物語―鹿鳴館の時代』^{一九}では明治時代に絞って数多くの外交官が紹介されているにもかかわらず、日露交渉で活躍した榎本の業績についてはほとんど触れられていない。これらからも、榎本が外交史の中に十分に位置付けられていないことが窺える。しかしながら、本当に榎本は外交史上特筆に値しない人物なのだろうか。はたまた、樺太千島交換条約締結に至る現地交渉はそれほど容易なことだったのか。仮にそうであれば、なぜ箱館戦争で逆賊の汚名を着せられたはずの榎本がこのような任務に起用されたのか疑問である。こういった問題意識から本稿では、榎本武揚が樺太千島交換条約締結に果たした役割をその交渉過程から分析し、彼を外交官としてどのように評価できるか一次史料を駆使しつつ再検討したい。

二・樺太問題と榎本起用への経緯

安政元年（一八五五年）に日露和親条約が結ばれ樺太は従来通り日露の雑居地と決定され、千島列島のエトロフ島とウルップ島の間に国境線が設置された^{二〇}。その後、文久二年（一八六二年）に樺太分割が図られたが、日本側の北緯五〇度案に対してロシア側は北緯四八度案で譲らず交渉は決裂した。さらに、慶応三年（一八六七年）の交渉でのロシア側は、「相当の代物」としてウルップ島周辺の数島を日本に譲渡することを条件に樺太の全島領有を主張し、島上分割論自体を否定した。当然、このような不釣り合いな交換条件を日本側が受け入れるはずもなく、樺太雑居を定めた日露和親条約を再確認する樺太島仮規約が結ばれるにとどまった。そして、明治維新後も雑居地とされた樺太では両国民間での紛争が絶えず、ロシアは組織的な植民政策を採り続け樺太の占有を推し進め、幕末の動乱で樺太どころではなかった日本をその勢力圏に於いて圧倒していった^{二一}。これに対して明治政府でも副島種臣を中心に樺太分割を目指す動きが再浮上していたが、ロシアは全く取り合わなかった。

そのため当時の開拓次官黒田清隆は樺太放棄策を主張し、樺太雑居に見切りをつけて内政を重視すべきだと述べ^{二二}、大久保利通もこれに同調する。そして明治六年（一八七三年）の政変により副島種臣等の征韓派が下野すると、黒田らの樺太放棄論が明治政府内部で圧倒的多数になった。ここで初めて日本は樺太を諦め、あとはウルップ島とその周辺の数島を「相当の代物」だとしているロシアからどれだけ大きな見返りを獲得できるかが焦点と

なった。ロシアから出来る限り多くの「代物」を得るには、現地で交渉する外交官の力量に依るところが大きい状況であった^{三三〇}。

そこで、大久保は派遣使節の人選を急ぐこととし、黒田は榎本武揚^{三四}をその任務に推薦した^{三五}。榎本は幕末にオランダ留学を経験していたこともあり卓越した語学力を備え、少なくともオランダ語、ロシア語、ドイツ語、フランス語^{三六}、英語の五カ国語を自由に使いこなしたという^{三七}。明治維新直後の日本人でこれほど言語力のあった人物が少なかったことを踏まえても、諸外国の外交官と渡り合うための重要要素を榎本は満たしていたといえる。また、かつて箱館戦争で国際法を武器に巧みな外交戦を演じたことは攻めよせた黒田が一番知るところであり^{三八}、これらをもつて榎本が対露交渉の任務に最適だと判断したのでだろう。

この推薦を受けて大久保も、「榎本氏ならては外ニ見込之人體も無之：兼而北地之事ハ自任之譯ニて殊に国難ニ處する之心底願意有之筈にて可疑廉は無御坐」と考え、黒田に榎本の意向を確認するよう依頼した^{三九}。そして、明治七年一月一〇日の閣議で榎本起用ことが正式に決定され^{四〇}、榎本本人もこれを受諾した^{四一}。

三・露都への出立と交渉の下準備

樺太領土交渉の使節に決定した榎本は、特命全権公使に先立ち海軍中將にも任命されたが、それは「武官之方外国に對してハ大いに引受も宜ク」という理由から^{四二}、当時の海軍の最高位が少将であったことを踏まえると破格の措置であった^{四三}。もちろんこの処置には異論もあったが、伊藤博文が、軍人を尊重するロシア宮廷の持ち出し、貫禄をつけることが交渉を有利にする一助であることを説明し、やっと反対の木戸孝允の諒承を得たのである^{四四}。

そして明治七年二月五日に、交渉目標を記した訓令「樺太問題に関する露国政府との談判に於いて遵守すべき簡条指令の件」が榎本に下される^{四五}。その中に「『ウルツプ島』ヨリ『カムサツカ』ニ連ナル『キュリル』諸島ヲ以テ樺太島ノ代地トシテ受取ルヘシ」とあることから、千島全島と樺太の交換が日本側の目標であったことが分かる。その他にも幾つかの副次的な目標^{四六}が含まれていた。

三月一〇日、榎本はこの訓令を携えて直ちに露都ペテルブルクに立った^{四七}。途中パリでは、ロシア皇帝に謁見のときの用意に海軍中將の大礼服を調達し、六月一〇日ごろには無事ペテルブルクに到着した^{四八}。

榎本は、まず相手国の要人と親密な関係を築いた上で交渉に臨んだ。ロシア到着直後にはロシア皇帝と親王に「ていねいのあつかい」を受け、一緒に食事したり軍事基地を見学するなどした。そればかりか、ロシア海軍中將で当時交通大臣も務めていたポシェットとも家族ぐるみで親しく付き合い、榎本は「旧友之如くに御座候」と家人に書き送っている^{四九}。外交交渉が人と人の交渉である以上、このようにロシアの皇族や軍部、政界と親密な関係を築いたうえで交渉に臨んだことが榎本に有利に働いたことは間違いないだろう。

また榎本は、八月二〇日からロシア側と樺太で頻発する両国民間での暴行事件について協議した^{五〇}。これは両国の信頼関係のために領土交渉に先立って片付けておくべき課題とされていた

のである。その間に榎本は、樺太や千島はもとよりアムール地方や沿海地方に関するロシア刊行の地誌、歴史の書物や新聞情報、ロシア人の証言等を豊富に収集し来たるべき領土交渉に備えた
四一。

四・交渉の開始

そして、一月一四日の第四回会談^{四二}からは、外務省アジア局長ストレモウホフとの本格的な領土交渉が始まる。その席で榎本は、樺太での暴行事件の原因となっている雑居状況を解消すべく樺太に境界を設けることを提案する。しかし、ストレモウホフは樺太を流刑地としてロシアにとつて「不可缺の要地」だと主張し^{四三}、仮に島上に国境を設けた場合、囚人たちがまたもや日本人に危害を加えることとなつてしまいかねないと全島領有を譲らなかつた。だが榎本は、境界を立てても必ず紛争が起き続けるという理屈はないし、紛争のどさくさに紛れてロシアが日本の領土を奪うのは許されないと批判した。また榎本は、境界が決定されれば開拓者を派遣すると言つたが、これに対してストレモウホフは、日本人は環境が厳しい樺太に来たがらないではないかと反論し、さらに日本に無償で樺太放棄することを求めているわけではなく代物の用意があるのだからと説得した。これに対し榎本も、最近では漁業のほかにも林業などで出かけていくものも多いと反論した上で、「貴國の代物と言わるゝ者は『ウルップ』及び一、二の小島^{四四}にて右は釣合品と謂ふべからず」と一蹴したため、ストレモウホフは黙つて答えなかつた。

それ以後も、自分が受けた訓令には樺太分割しないと主張する榎本にストレモウホフは「是迄貴國には右様な御決心の御心仕向けはこれなかりし事にて候」と榎本の決心の強さに驚きを隠せない^{四五}。それとともに、これでは話が進まないからと交渉打ち切りをほのめかすと、ここで初めて榎本は、訓令には樺太分割しかないが、あくまで「拙者の一存」でよいならば「貴政府の代物と被仰候事をも委細商議」する用意があると打ち明ける。ストレモウホフもそれならばと、次回の会談から具体的に相談することを決めた。

ロシアが樺太全島領有に拘つている理由について、樺太で採掘される石炭を近くを通るロシア軍艦に補給するためや、アムール川河口から敵軍がロシア領に攻めのぼることを阻止するに重要な戦略的位置にあるからだと言ふ榎本は分析していた^{四六}。

その一方で、樺太と千島を交換しよう命じられたはずの榎本が、それを隠しながら樺太分割に拘つた理由は、もちろん幕末維新以来の日本外交の目標をあわよくば達成できないかと考えたこともあるだろう。しかしそれよりも、以前に榎本自身が「我方にては一步も彼嶋を引かぬ様子を『ジレクト』又は『インジレクト』に彼方に示し置かざれば到底談判の益に相成可不」^{四七}と述べていることから、出来る限り樺太分割を強硬に主張することで、ロシア側から譲歩を引き出せないかと目論んだためだと思われる。この時点では、ロシア側に千島全島を代物として引き渡す意思がないことは先の会談でも明らかであり、そのような相手から譲歩を引き出すには、千島全島よりもさらに上のレベルの要求をしていく必要があるからである。そうすることで、徐々に要求を引き下げ最終的には訓令通りに事を運ぼうとしたのだろう。

一方、会談後にはストレモウホフも榎本が持つという訓令の内容を怪しみ始め、情報戦を仕掛

五・領土交換交渉

けた。東京のストルーヴェ駐日公使に、日本政府が榎本に渡した訓令の内容を探るよう命じた秘密指令書を送ったのである。しかし、榎本は外交顧問ポンペ^{四八}を通じて、この秘密指令書の写しを「魯國某役」から「極密」に入手することに成功した^{四九}。そして、これを直ぐさま意識して電信で本国に送り、ストレモウホフに「言張」った嘘がばれないよう「善キ御工夫有リタシ」と要請している^{五〇}。これによって日本政府の警戒心は高まり、ストルーヴェの諜報活動は失敗したと思われる。ロシア政府内にまで及んだ榎本の情報網は、ストレモウホフの目論見を阻止したのである。

そして、翌明治八年一月二日には第五回会談^{五一}が開かれ、まずロシア側は榎本に領土交換の訓令を本国に新たに請求するよう求めた。それに対して、榎本は自分の一存だと断ったうえで、ウルップ島及びその周辺の三小島とロシア軍艦を代物として要求した^{五二}。これを聞いたロシア側は思いもよらない要求に不意を突かれ驚愕した^{五三}。そして榎本が、この程度の要求を認める用意が無いのであれば、訓状を本国に請求することは難しいと言ったのを受け、ロシア側は何隻ほしいのかと尋ねたが、榎本は「それは樺太島の富を精算したる上ならでは定め難く…」と即答を避けた^{五四}。

榎本としては、ウルップ島^{五五}周辺の「ラッコ猟多き」経済的効果の高い島々だけを受け取り、

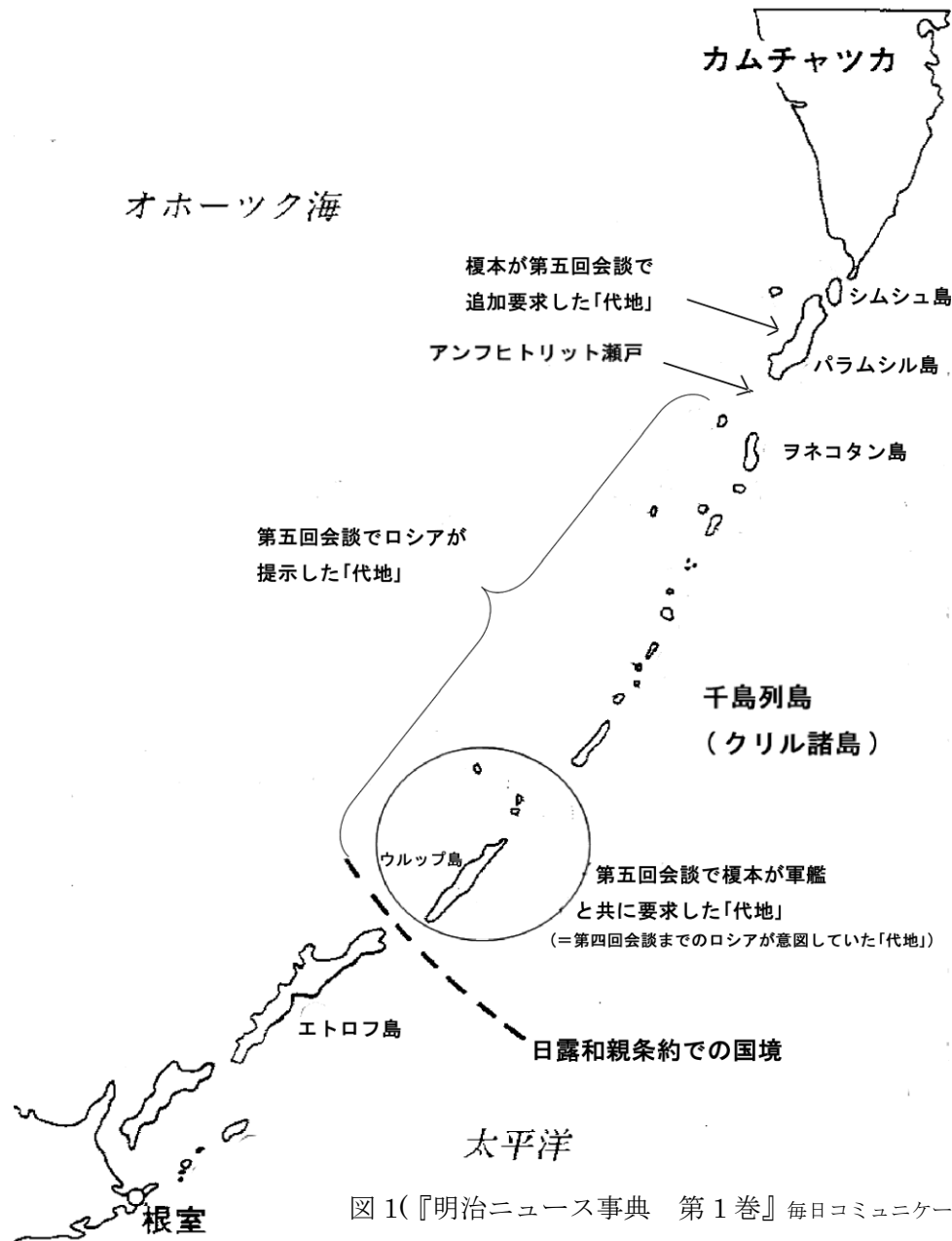


図1(『明治ニュース事典 第1巻』毎日コミュニケーションズ出版事業部の図を加筆修正)

さらに北の島々は「氣候沍寒にして物産多かる間敷に付」、それよりはロシア軍艦を獲得した方が得たと判断^{五六}したようである^{五七}。領土と軍艦を交換することの提案は、かつて江戸幕府の海軍副総裁だった軍艦通の彼らしい奇想天外な発想であるとともに、当時の日本にとっては領土獲得よりも海軍力の増強が先決だと榎本が認識していたことを窺わせる^{五八}。しかし、この提案は後にロシア側から拒否する旨を伝達され幻に終わった^{五九}。

そして榎本がロシア側としてはどのような提案があるのかと尋ねると、ストレモウホフは樺太放棄の代償としてアンフヒトリツト瀬戸以南の千島列島、つまりヲネコタン島からウルツプ島までを譲ろうと答えた。これに対して榎本は、日本が樺太に持つ炭坑で採れる石炭がいかに有益であるかを説き、この樺太と先方が提示した範囲の千島列島とがいかに釣り合いの取れていないものなのかをうたったえた。その際には、「拙者此件に付實地に研究せし事有之候」と自らの地質学的調査の結果を交えつつ、樺太開拓使の調査資料まで持ち出し力説している。当然、ロシア側は少しでも安い代償で済ますために樺太の価値をごまかそうとしたのだろうが、榎本はそれを見事に暴き相手の口を封じたのである。

その上で榎本は、「雲霧常に深くして渡海に便ならず其上物産に貧敷」千島列島の価値は「樺太の比にあらざるべし」とうったえ、先方が示した範囲の千島列島より北のPARAMSIL島^{六〇}の追加と樺太のクシユンコタンの無関税港化を要求した。これに対して、ロシア側は北海道との交易を盛んにするためのクシユンコタン無関税港化については認めたが、PARAMSIL島については、アンフヒトリツト瀬戸がロシア艦船の重要な航路になっているからという理由で^{六一}「海軍省其外にても何分不承知に付是又同意難致」と拒否した^{六二}。

しかし、榎本は樺太の埋蔵資源を正確に把握していることをアピールすることには成功し、相手に付け入られる隙を作らなかつた。ただ榎本が以前に本国へ送った報告書^{六三}から察するに、これは交渉を有利に運ぶための交渉術で榎本の本心ではなかつた。樺太に石炭があることは確かでも「石狩石炭は柯太石炭より其品位愈れる」と榎本は理解しており^{六四}、それよりはラツコ胤^{六五}などで栄える千島列島の方が経済的価値が高いと思っていたようである。さらに、日本が千島列島を受け取った暁にはPARAMSIL島を是非とも貸与してほしいという外国商人^{六六}がいることを後日報告し、利用価値のない樺太を持っているよりは千島を外国人に貸した方が幾分か得^{六七}なことをほのめかしている^{六八}。

榎本は北海道開拓使時代にも炭坑を発見するなど資源に詳しかった^{六九}。こういった榎本の地質学的見識が、千島と樺太の資源についての理解をも深めさせ、ロシア側との交渉でも相手に一歩も譲らない巧みな交渉を展開できたのだろう。まさに榎本は「資源外交」の先駆といえる。

またこの頃、ロシア人との紛争に耐えかねた日本人が、日本政府の命令により樺太から引き上げつつあつた。榎本は「日本政府は同嶋を棄るなりと近頃諸邦の新聞紙に記載有之」と報告したうえで、これでは樺太分割を訓令と偽り交渉を有利に運ぼうとしてきたことが相手にばれて、逆に足下を見られ獲得できる代物が減少する恐れがあると、寺島外務卿に今後軽率な振舞いをしないよう注意を促している^{七〇}。榎本は現地交渉だけでなく、それを少しでも有利にすべく本国との連携にも常に神経を尖らせなければならなかつた。

六・交渉の帰結

三月四日の第六回会談^{七二}で、榎本は初めて訓令通り千島全島を樺太の代地として要求した。これは前回会談で追加要求したパラムシル島よりも北のシムシユ島までも含みさらにクシユンコタンの無関税港化と領事館設置、ロシア沿岸地方での捕鯨なども要求するものであった。ロシア側は日本側の要求が釣り上がったことに驚く^{七三}とともに当然のごとくこれに難色を示し^{七三}、日露交渉に暗雲が立ち込める。

この要求拡大について榎本は、会談後の報告で「魯政府も今は樺太島一條を成丈け早く取り纏度様子相見へ候に付旁以て『アンフヒトリツト瀬戸』以北『カムサツカ』迄の二嶋も我有と相成候様致度心待致居候」^{七四}と述べている。つまり、条約の早期締結を望むロシア側の焦り^{七五}を感じた榎本が、相手の足下をみて要求を拡大したのである。これに関連して麓慎一氏は、榎本が「中央アジアとヨーロッパの情勢からロシアは樺太問題で新たな紛争を惹起することはない、と見定めていた」とし、「それゆえ、榎本はクリル諸島全島の獲得に乗り出し」たのだと論じる^{七六}。

ここで注意したいのが、ロシア側の焦りを榎本が本国に報告し始めるのが、交渉の終盤戦だということである。おそらく、それまではロシア側にそのような姿勢が見えなかったため、第五回会談でも、ロシア側の都合も配慮した要求^{七七}をしていたのだが、それがまとまらず焦燥感を見せ始めた相手に当時の国際情勢をみてとり、第六回会談では足下をみた強硬な提案をしたのだらう^{七八}。つまり、榎本の要求拡大は、当時のロシアをとりまく国際状況と相手側交渉者の焦りを正確に把握した上でなされたものであり、単なる無謀で唐突な要求ではなかったのである。そしてロシア側から難色を示された後にもかかわらず、先の報告書中で榎本が「二嶋も我有と相成候様致度心待致居候」と述べていることから、彼の相当な自信の程が窺える。榎本は状況を正確に把握し、綿密に計算したうえで相手の足下をみたという確信があったからこそ、一度難色を示されても、必ず相手が歩み寄ってくると期待したのである。

そしてその期待は、現実味を帯びてくる。榎本は「内々」に「他人」^{七九}からロシア側が譲歩してきそうな雰囲気になってきたことを聞きつけたのだ^{八〇}。これによって榎本の期待は確信に変わったことだろう。果たしてこの数日後の三月二四日に開かれた第七回会談^{八一}では、榎本の思い描いたとおりの結果となる。ストレモウホフが、前回会談まで拒否し続けていたパラムシル島、シムシユ島を含む全千島を樺太の代地として日本に譲渡する意向を示し、その他の日本側の要求をも盛り込んだ条約案まで提示してきたのである。このとき譲歩をしたストレモウホフは、「此度魯政府の一致を頗る恩にかけたる口氣有之候」^{八二}という様子だった。しかし、榎本はロシア側の「極て差急き」譲歩を、「拙者の推察に據ば前二事^{八三}の外に猶次の一事あるに坐するなるべし即ち此度の結約永引ときは日本在留の英公使其間に立入て隠に魯國の爲め妨を爲すならんと付度するによりてなるべし」と分析している^{八四}。つまり、ロシアにとって条約交渉が長引けば、当時敵対関係にあったイギリスが日本に加担する形で介入する危険性があったため、日本側に譲歩がなされたと推測したのである。

このときの譲歩について加茂儀一氏は、「バルカン情勢が逼迫し、中央アジアでは英露の利害



図2(『明治ニュース事典 第1巻』毎日コミュニケーションズ出版事業部の図を加筆修正)

の衝突を見るにいたった」ハ五ためにロシアが日本との談判を早急に帰結せねばならなくなったからだ指摘している。そして石井孝氏は、他の列強の隙をついてロシアは朝鮮、トルコなどを侵略の対象としつつあり、日本とことを荒げたくなかったために予想外の譲歩をしたというハ六。たしかに、それまで樺太の代償を渋りに渋っていたロシアが突如日本側の要求を受け入れたことは、結果だけ聞いた者にとっては「予想外の譲歩」であった。しかし交渉を進めた榎本にとって「予想通りの譲歩」だったことを忘れてはならない。たとえロシアが同じ事情を抱えていたとしても、それを見抜きタイミング良くそれを利用する姿勢がなければこの譲歩は引き出せなかった。その意味で榎本の外交手腕は評価に値する。

また、千島全島をとることで日本は戦略的に重要なシーレーンを確保することができたと考えられる^{八七}。ロシア側もそれが分かっているから、最後まで全島を譲渡することを渋っていたのである。もし日本が部分的にしか獲得できなかったならば、ロシア軍艦はアンフヒトリット瀬戸を通り抜けて太平洋へ出ることが出来ただろう。しかし全ての島を取られてしまったからには、封鎖されてしまったも同然であり、太平洋進出に極めて支障をきたすのである^{八八}。逆にいえば日本はロシアの進出を食い止める地政学的に重要な防衛ラインを築いたことになる。榎本は相手の足下をみて、パラムシル島とシュムシュ島を勝ち取ったが、これは小島二島を追加で得たという以上の戦略的価値を日本にもたらしたのである。いわば、榎本の最後の粘りは、単に彼の交渉術の高さを示すにとどまらず、その成功自体が国益に直結する大きな意義を帯びていたのである。こうして明治八年五月七日、ペテルブルクで全権公使榎本武揚とロシア外相ゴルチャコフによって樺太千島交換条約が調印され、八月二三日には東京で批准された。主な条約内容としては、樺太全島をロシア領とする(第一款)、千島全島を日本領とする(第二款)、両国政府財産の保障(第四款)、現地の日露両国が国籍を維持したまま残留することを認める(第五款)^{八九}、クシユンコタンの十年間無関税港化と日本領事館設置(第六款一条)、日本のオホーツク・カムチャツカ沿岸での日本漁業の最恵国待遇(第六款二条)、アイヌの去就は本人の意志に任せる(附属公文)が挙げられる。この中には、クシユンコタン無関税港化のように、訓令に無かった成果も含まれている。

ところでロシア側では当初、ロシア語と日本語による条約文を予定していたようであるが、実際には榎本の要請によってフランス語で起草されそれが正文となった^{九〇}。憶測ではあるが、榎本は日本語とロシア語の条約文では言葉の定義が微妙に異なる場合があり後々に禍根を残すことを恐れ、正文を第三国の言語であるフランス語にしたのではないだろうか。そう考えるのは、法律に詳しい人物であれば、言葉の解釈の違いによって生じる争いについては容易に推測できたであろうからである。それが故に国際法に通じた榎本は、当時の外交の場での共通語であるフランス語^{九一}を正文にし、事前に災いの種を取り除いたのだろう。これは、榎本が現地でも仕事の合間をみつけては外交顧問ポンペから国際法の講義を受け^{九二}、外交交渉の場で国際法を武器にしようとしていたことから窺い知れる。

条約締結後の榎本は初代駐露公使としてペテルブルクにその後何年も留まり、現地の書物を読み漁りロシアに貴重な人脈を築き上げた上に、シベリアの大地を調査しながら帰国した。おそらく、彼よりもロシアの国内事情について詳しくかった日本人は当時いなかったと思われ、榎本は「日本で初めてのロシア通」^{九三}になったと言っても過言ではない^{九四}。

七．おわりに

千島全島の獲得は紛れもなくロシア側との平和的な外交交渉によるものである。しかし、日露戦争で結局樺太を奪回し、第二次世界大戦で樺太も千島も喪失してしまった。このような歴史的背景もあつてか、樺太千島交換条約によって千島列島を平和的に獲得したことは今では比較的軽視されがちである。しかし、その後の日本が戦争によって海外領土を次々に獲得していったという歴史的事実や、現代の日本が周辺国との間に抱える領土問題を何十年も解決できず今では交渉

の机にも乗れずにいることを踏まえると、極めて異色な画期的出来事であった。

そもそも当時の日本は明治維新直後の小国であり、日露間の国力差は極めて大きく、ましてや列強と対等な外交をしたことなど無かった^{九五}。それにもかかわらず、樺太千島交換交渉での榎本武揚は大国ロシアを相手に堂々と渡り合い千島全島を誇るロシア側に譲歩せしめた。交渉開始時の「代物」がウルツプ島とその周辺の小島だったのを、軍艦要求を交えながらヲネコタン島まで釣りあげ、最後には相手の足下を見て最北端のシユムシユ島まで譲歩させたのである。日本側としても体面は保てたし、ロシア側としても当初の目標であった樺太は獲得できたのでとりあえずは満足できる内容だった^{九六}。これはまぎれもなく日露の対等外交であると同時に、日本初の対等外交でもある^{九七}。それ故に、これを期に日本は「対等な交渉者」になったと評されるのである^{九八}。これなくして日露が妥協しうる領土問題の平和的解決はもちろんのこと、その後三〇年近く続く日露平穩の時代はなかったであろう。

このような対等外交により初めて達成された領土問題の解決は、ひとえに榎本の粘り強い交渉と、交渉前の周到なる準備、絶妙なタイミングの取り方によるものだと言っても過言ではない。樺太千島交換条約締結をうけて海外のメディアは一樣に日本側の善戦、とくに榎本個人の交渉力を讃えた。たとえばロンドンタイムズは、「此談判ノ一條ハ、實ニ日本公使海軍中將榎本氏ノ力多キニ居ル。榎本氏ハサガレン島ノ遂ニ恢復スベカラザルヲ知り、又本国民ノ戦意ヲ慰スルニ十分ナル代償ヲ得、所置其宣ヲ得テ以テ東方ニ於テ、將ニ免レザラントスル日露両国間の葛藤を未然に防ギタリ」^{九九}と報道し、千島全島という十分な代償を得て樺太を交換した榎本の外交手腕を賞賛している。一外交官に対して諸外国がこのように高い評価を与えたことは、大国ロシアを相手にしたこの領土交渉が決して容易なことではなかったからに他ならない。

実際、これを成し遂げるために榎本がいかに多くの才能を駆使しながら粘り強い交渉を展開したかは、本稿で分析した交渉過程からも窺い知れる。榎本は、交渉術だけではなく語学、人脈作り、国際法、軍事、情報収集能力、地質学などの多岐にわたる才能を生かしながら、巧みな外交手腕をもって大国ロシアと渡り合ったのである。相手もその多彩な才能から繰り出される様々な要求、反論に対してたじたじであったことは先にも述べた。それはある時は「軍艦」、そしてある時は「石炭」、またある時は「法律」とその姿を変えては相手を惑わせ、かつ要求を上げ下げするタイミングを逃さない。まさに榎本は「日本で初めてのロシア通」であると同時に、後世の専門外交官とは一味違う外交手腕を發揮した「ジェネラリスト的外交官」だったのである。榎本が万人人であったことはこれまでも明らかにされているが^{一〇〇}、外交交渉の場でもそれが十分に活かされていたことが本稿から理解されよう。

もちろん、榎本をこのように評価するには、樺太千島交換条約締結のみを分析対象とするだけでは不十分である。それゆえ、榎本を外交史の上により正確に位置づけるためにも、彼の携わった外交交渉を他にも分析し、外交官としての榎本の側面に特化して研究せねばならない。そうすることで、箱館戦争以後の彼が日本外交に果たした貢献度を正当に評価できるとともに、榎本武揚の人物研究自体を深化させることができると思うのである。それについては今後の課題としてい。

一 福沢諭吉が明治二四年一月に脱稿した『瘦我慢の説』の中での批判を指す

二 和田敏明氏の評価。(ポロンスキー著、榎本武揚訳、寺沢一等編『北方未公開古文書集成(第七巻) 千島誌』叢文社一九七九、一三頁)

三 加茂儀一『榎本武揚』中公文庫一九八八、四五八頁

四 井黒弥太郎『榎本武揚』新人物往来社一九七五、一六九頁
五 同前、一六五頁

六 これについては本稿でも明らかにしている

七 下斗米伸夫「初めて日本を『対等な交渉者』に―榎太・千島交換条約の舞台裏―」(榎本隆充、高成田享編『近代日本の万能人 榎本武揚』藤原書店二〇〇八)

八 我部正男「明治初年の北方問題(覚書)―榎太千島交換交渉―」(『琉大法学』第一三三号、一九七二)。この研究にも榎本の交渉が扱われているが、焦点は榎太問題と琉球問題の連動性にあり、交渉過程自体は比較的軽視され、榎本の視点から論じたものではない。あくまで日露関係史の一場面として榎太千島交換条約が描かれている。

九 秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題』筑摩書房一九九四、一二八〜二四六頁。日露関係通史の一部として榎太千島交換条約を扱う秋月俊幸氏の研究は、交渉過程や条約に対する同時代の評価を詳細に説明するも、榎本の視点から考察したものではない。

一〇 ミハイル・スタニスラヴォヴィチ・ヴィソニコフ著、板橋政樹訳『サハリンの歴史』北海道撮影社二〇〇〇、一〇六〜一〇七頁。これはロシア側からの研究であるが、千島や榎太に住んでいたアイヌ人が条約締結後に日本とロシアのどちらに帰化したのかについて注目するに終始している。

一一 John, J. Stephan, Sakhalin: A History, Oxford University Press, 1971, p64。この研究はアメリカ人研究者によるサハリン通史であり、その一部に榎太千島交換条約も扱われている。ここでは、本条約が日露両国にとって現実的な妥協であったとされる。日本でもロシアでもない第三国からの評価であるところが注目に値する。ただ、具体的な交渉過程や榎本についての検討は全くされていない。また、二次資料を主体にした研究であるところに限界がある。

一二 村山七郎『クリル諸島の文献学的研究』三二書房一九八七、一四三〜一四六頁。この研究は、「千島列島」の範囲を、榎太千島交換条約の条文から読み取り、現代の北方領土問題を歴史的・言語学的に検証するものである。

一三 信夫清三郎「千島・榎太交換条約」(『季刊国際政治』三、一九五七)。この研究は、榎太千島交換条約によって日本が力づくで千島列島を強奪したのだから第二次世界大戦後にそれを取り返したことは当然だと主張するロシア側研究者に対する批判である。つまりこの研究は、歴史研究というよりは、現代にも残る日露間の領土問題を歴史的側面から検証しようとするものである。従って、この研究では榎本について特に評価が加えられていない。

一四 関静雄「対露脅威論より見たる榎太政策」(二・完)『明治元年より明治八年まで―』『法学論叢』一一一巻二号、一一二巻一号、一九八二)。この研究は、榎太問題への対応をめぐる明治政府内の対立に焦点を置くものであるため、現地での榎本による交渉過程について詳しく分析したものではない。

一五 石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂一九八二、二四八〜二七九頁。本研究には詳しい交渉過程が描かれている。しかし、条約締結に果たした榎本の役割を評価することに主眼が置かれた研究ではない。

一六 麓慎一「榎太・千島交換条約の締結と国際情勢」(明治維新史研究会編『明治維新とアジア』吉川弘文館、二〇〇二) この研究で麓氏は、榎太千島交換条約に影響した国際情勢を分析し、榎本がそれを正確に認識していたことを示した。

一七 佐道明広、小宮一夫、服部龍二編『人物で読む近代日本外交史―大久保利通から広田弘毅まで』吉川弘文館二〇〇九

一八 もちろん、後述するように黒田は榎太放棄を主張したという点で当時の外交政策に大きな影響を与え、榎本を起用するよう政府に働きかけたという点で人を見る目があつた。しかし、日露外交自体で榎本よりも多大なる功績を挙げたかどうかは疑問である。

一九 犬塚孝明『明治外交官物語―鹿鳴館の時代―』吉川弘文館二〇〇九

二〇 第二節で扱っている榎太問題の詳細は、前掲 秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題』と前掲、関静雄「対露脅威論より見たる榎太政策」(二・完)『明治元年より明治八年まで―』を参照されたい。

二一 具体的な数字では、当時榎太土着のアイヌ人三七〇〇人の他、日本人が二八九人、ロシア人が約二八〇〇人である。この日露の対一〇の人口比は、更に日本側に不利に開く一方だと見込まれていた。(前掲、関静夫「対露脅威論より見たる榎太政策」(二)『明治元年より明治八年まで』)『法学論叢』一一二巻一号、五二〜五三頁)

二二 「榎太の如きはしばらく忍んでこれを棄て彼に用いるの力を移して速やかに北海道を經理するは今日開拓の一大急務にして我が国の富強に關す」(岩壁義光監修『CD-ROM 版黒田清隆関係文書』北泉社二〇〇二、明治六年二月付榎太放棄に関する上書)

二三 一八六七年に領土交渉のためにペテルブルクに派遣された小出秀実の交渉術は拙劣で、外向的マナーに欠けていた。そのため交渉は日本側の思うようには全く進まず、小出秀実はロシア側の熟練外交官ストレモウホフに手玉にとられてしまった(前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題』一七五頁、一三五頁)。そしてこの熟練外交官ストレモウホフはいまだ現役でロシア外務省アジア局長の職にあつた。それゆえ、日本側も優秀な外交官を派遣せねば前回交渉の二の舞になることは容易に想像できただろう。また、大久保利通も今回の領土交渉が非常に困難になることを予測し現地外交官の役割を重く見ていたようで、「逆も今般之使節ハ平凡之人物にては決而任せられ申まし」と述べている(日本史籍協会編『大久保利通文書』第五巻、東京大学出版会一九六八、二八五頁、明治七年一月六日付黒田清隆宛大久保利通書簡)。

二四 箱館戦争で降伏した榎本武揚は、明治政府によって赦免され北海道開拓使として黒田清隆の下で働いていた。(前掲、加茂儀一『榎本武揚』三七〇〜四三三頁に詳しく)

- 二五 前掲、『大久保利通文書』第五卷、二八四頁、明治七年一月六日付黒田清隆宛大久保利通書簡
- 二六 後日、榎本が駐露公使をやめるときにその後任としての条件を「当国えもし新公使を被遣候には：仏語に達者なるを以て最も要とす。不得止は日耳曼、英吉利語之中いづれか話せる者ならでは其人大に不都合あるべし。」と述べていることから、当時の外交交渉ではフランス語がよく使われていたようである。ちなみに他の言語に関しては英語は上等社会之人物中稍解了する者あるのみにて其数多からず。其他の語は一切不通」だったという。(寺島宗則研究会編『寺島宗則関係資料 下』示人社一九八七、四八八～四八九頁、明治一〇年五月二日付寺島宗則宛榎本武揚書簡)
- 二七 加茂儀一『資料榎本武揚』新人物往来社一九六九、三九五頁
- 二八 国際法と語学に通じた榎本は、戊辰戦争時には旧幕府軍を率いて蝦夷地を占領。箱館の各国公使と巧みに交渉し、単なる反乱軍という扱いを免れるために、自らの政権を「Authorities De Facto」(事実上の政権)であると認めさせた。海戦時にも国際法にそって行動し、負傷兵については赤十字の精神にのっとり敵味方を問わず手当させた。また、五稜郭落城時には、自身がオランダ留学時に持ち帰った『万国海洋全書』を戦火から守ろうと敵將黒田清隆に送った。これを受け取った黒田は榎本の才能を惜しみ、降伏後は助命運動に奔走しついに榎本を赦免させることに成功した。(二連の経緯については前掲、加茂儀一『榎本武揚』、二三九～三六九頁に詳しい)
- 二九 前掲、『大久保利通文書』第五卷、二八四頁、明治七年一月六日付黒田清隆宛大久保利通書簡
- 三〇 日本史籍協会編『大久保利通日記』第二卷、東京大学出版会一九六九、二二八頁、明治七年一月一日付大立教大学日本史研究会編『大久保利通関係文書』第三卷、吉川弘文館一九六三、一四頁、明治七年一月一日付大久保利通宛黒田清隆書簡
- 三一 前掲、『大久保利通文書』第五卷、三一〇頁、明治七年一月二日付黒田清隆宛大久保利通書簡
- 三二 当時の中牟田倉之助、伊東祐鷹、真木長義の三人だけが少将であり、それ以上の地位の将官は居なかった。(前掲、井黒弥太郎『榎本武揚』、一五五頁)
- 三三 同前
- 三四 同前
- 三五 外務省『日本外交文書』第七卷、巖南堂書店、一九九五、四二〇～四二二頁、明治七年三月五日付榎本武揚宛訓令
- 三六 クシユンコタンの日本領事館設置、ロシア沿岸地方における捕鯨の権利獲得など。
- 三七 前掲、『日本外交文書』第七卷、四二二頁、明治七年三月五日付榎本武揚宛訓令、註
- 三八 前掲、加茂儀一『榎本武揚』、四四四～四四五頁
- 三九 前掲、加茂儀一『資料榎本武揚』、二七九頁、明治七年七月三〇日付榎本武揚報告書
- 四〇 前掲、『日本外交文書』第七卷、四二八～四三二頁、明治八年八月二〇日付榎本公使ト露国外務省亜細亜局權頭「パロン、フステンサーチン」トノ對話書
- 四一 前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題』、二三四～二三五頁。秋月氏によれば、このような情報収集を可能にしたのは、当時日本大使館に市川文吉、西徳二郎、志賀親朋などの明治初年の我が国におけるロシア語知識の三羽鳥ともいべき人々が揃っていたからだといふ。
- 四二 前掲、『日本外交文書』第七卷、四四〇～四四四頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附属書對話書第四回。以下、第四回会談に関する記述は特に明記のない限り本史料をもとに作成。『日本外交文書』は、第四回会談を実質的な第一回会談として扱っている。
- 四三 四方が海に囲まれ囚人が容易に逃げ出せない環境であることを、その理由に挙げている。
- 四四 原文は「一二の小島」となっていたが、「十二の小島」と紛らわしいので、筆者が修正した。
- 四五 ストレモウホフは沈黙の後、樺太分割に固執する榎本に対してこれでは罅が明かないと非難するが、榎本もストレモウホフこそ樺太全島領有に固執して議論が進まないのではないかと反論し、議論は水掛け論に終始していた。
- 四六 外務省『日本外交文書』第八卷、巖南堂書店、一九九五、一七〇頁。明治七年一〇月二日付寺島宗則宛榎本武揚報告書
- 四七 同前、一六九頁、明治七年一〇月二日付寺島宗則宛榎本武揚報告書
- 四八 榎本はかつて長崎海軍伝習所時代に教えを受け、オランダ留学中にも世話になったオランダの海軍軍医ボンペを日本公使館附属医師の名目で顧問とし、その広い交際によってロシア側の内部情報を探っていた(前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題』、二三五頁)。
- 四九 前掲、『日本外交文書』第七卷、四四七～四四八頁、明治七年一月六日付寺島宗則宛榎本武揚報告書
- 五〇 同前、四四八～四四九頁、明治七年一月二六日付榎本武揚宛寺島宗則宛電信
- 五一 前掲、『日本外交文書』第八卷、一七四～一七八頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚意見書附属書對話書第五回。以下、第五回会談の記述は特に明記のない限り、本史料をもとに作成。
- 五二 加茂儀一氏はこれを「榎本のやりそうな爆弾要求」と表現している。(前掲、加茂儀一『榎本武揚』、四五五頁)
- 五三 「軍艦の儀は『ゴルチャコフ』氏始一同評議の節思寄らさりし儀に付御即答致兼候併右は随分御相談相整可申敷とも存候…」(前掲、『日本外交文書』第八卷、一七五頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚意見書附属書對話書第五回)
- 五四 榎本はこのとき以外にも、樺太の価値をしっかりと調査した後でないとは詳細な代償までは決められないと返事を曖昧にすることが時折見られるが、ここに交渉に対する榎本の慎重さと絶対に利益に反する交渉はしまいという確固たる決意が垣間見られる。実際に榎本は、樺太から日本人を引き揚げさせた日本政府に交渉に差し支えるようなことをしてくれるなど苦情を言った時にも、「拙者些々たる代物等迄に嘖々致候も畢竟我國論と國利を苦心斟酌致候へばなり」(同前、一七三頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚意見書)と述べている。
- 五五 榎本は「ゴロウニン」氏の測量書に二三隻位は停泊できる港湾があることが記録されていることを理由に、ウルツ

ブ島の利用価値を見出している。(同前)

五六 榎本は千島列島の風土物産を知るために諸文献にあたつたが結局、『クルセンステルン』氏及『ゴロウニン』氏等舊記の外は新書更に無之」だったようである。その理由として榎本は、『キュリル』諸嶋は魯國新領沿岸道に比すれば緊要ならざる」からだとしている。そのため榎本はこの限られた文献を精読し、千島列島のそれぞれの島の価値を判断したうえで、ウルップ島及びその周辺三島を最も高く評価し、物産が乏しく気候のより厳しい他の島々を切り捨て軍艦に代えた。(同前)

五七 同前、一六八頁、明治八年一月三日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

五八 明治六年一〇月の「征韓論」をめぐる政争のとき、三条太政大臣から諮問を受けた海軍大輔勝海舟は軍艦の不足を理由に韓国遠征に反対し、政府が戦いを命じれば職を辞すほかないと述べたという。それゆえ秋月氏は、榎本の軍艦要求を予想される韓国遠征の際の必要を考へてのことであつたと推測する。(前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題』、二三五～三六頁、二四五頁)

五九 前掲、『日本外交文書』第八卷、一七八～一七九頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

六〇 パラムシル島は千島列島(北方四島除く)で最も大きな島であつた。

六一 榎本はシムシユ島とカムチャツカ半島の間の瀬戸を航路とすればいいではないかと提案したが、ロシア側はこの瀬戸は極めて航海が困難だと反論し、アンフヒトリット瀬戸の必要性を説いた。

六二 前掲、『日本外交文書』第八卷、一七九頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

六三 同前、一六九～一七二頁、明治七年一〇月二日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

六四 つまり榎本は、北海道石狩の石炭に比べて質の劣る樺太の石炭はそれほど取るに足らないものであり、北海道の石炭採掘に集中した方が得策だと判断したのである。

六五 ストルーヴェ駐日公使も寺島宗則外務卿に「ラツコ獵多分に有之候故此利益廣大なり是貴國の大利を起さん」と述べている。(前掲、『日本外交文書』第八卷、一九七頁、明治八年四月四日付、寺島外務卿ト露国代理公使トノ對話書)

六六 パラムシル島借用願を榎本に出した米国ボストンの商人ヘーエスのこと。ヘーエスは「パラムシル嶋は『ラツコ』並びに『ジール(アザラシ)』等獵に十分見込有之其上碇泊場も有之候」とパラムシル島を経済的に高く評価している。(同前、一八四頁、明治八年三月一日付寺島宗則宛榎本武揚報告書)

六七 外国人商人ヘーエスはこれを「Something is better than nothing」と表現し、榎本を強く説得している。しかし榎本は領土交渉がまだ終わってわけではないのでこれに安易に回答せず、「微笑」するだけで何も答えなかった。ただ榎本は、外国商人にパラムシル島を貸せば、樺太の地代たる千島列島が有益であることを世間に示せ、さらに他の島々の経済的発展を触発する結果を生むかもしれないと、ヘーエスに好意的な意見を報告書中に書いている。

六八 前掲、『日本外交文書』第八卷、一九二～一九三頁、明治八年三月二日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

六九 前掲、加茂義一『榎本武揚』、三七〇～四二二頁

七〇 「去秋樺太嶋日本住民政府の命にて大半立退現今は一二の官員と漁民少々残り居り最速日本政府は同嶋を棄るなりと近頃諸邦の新聞紙に記載有之拙者當政府之談判の意味と齟齬いたし且前文代物の損益にも大に關係いたし可申事にて候拙者些々たる代物等迄に嘖々致候も畢竟我國論と國利を苦心斟酌致候へばなり故に樺太嶋談判相済候迄は右御注意有之度所に御座候」(前掲、『日本外交文書』第八卷、一七三頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚意見書)

七一 同前、一八五～一八九頁、明治八年三月一日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附屬書對話書第六回。第六回会談の記述は特に明記の無い限り、本史料をもとに作成。

七二 榎本の「キュリル」全嶋を御譲可有之事」に対してストレモウホフは第五回の要求と同じだと思つたのか「夫はかの大嶋たる『パラムシル』嶋迄の事に哉」と問い直している。これにたいして榎本が「特に『パラムシル』嶋而已ならず『キュリル』全嶋が『カムサツカ』に連なる嶋々を悉皆御譲可有之と申義にて候」と答えてくるとは、ストレモウホフは予想だにしないのである。ストレモウホフが驚いたであろうことは容易に想像できる。

七三 シムシユ島、パラムシル島については海軍省の反対、クシユンコタンの無関税港化と領事館設置、ロシア沿岸地方での捕鯨については英・米からも同様の要求が来ることを恐れていた(前掲、『日本外交文書』第八卷、一八八～一八九頁、明治八年三月一日付寺島宗則宛榎本武揚報告書)。

七四 同前、一八四頁、明治八年三月二日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

七五 秋月俊幸氏は、早くも第七回会談で皇帝の裁許を得た条約案を日本側に提示したことや、榎本に条約調印の全権委任を「電信」で確認するよう要請したことに、ロシアがこの条約の締結を急いだことを読み取っている(前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題』、二三六～三三七頁)。榎本は国際情勢から推測するだけでなく、ロシア側交渉者のこれらのような振る舞い自体にもロシアの焦りを感じていたのかもしれない。

七六 前掲、麓慎一「樺太・千島交換条約の締結と国際情勢」、一四六頁

七七 「いかさま『シムシユ』島は『クリル』瀬戸通航の爲め御要地に可有之候得共『パラムシル』島は『シムシユ』島と『リットルキュリル』瀬戸を隔るを以て同島を御譲有之は如何」(前掲、『日本外交文書』第八卷、一七七頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚意見書附屬書對話書第五回)

七八 榎本は第五回会談で奮戦し、ロシア側からラネネコタン島までの譲歩を引き出したほか、クシユンコタン無関税港化なども認めさせたが、パラムシル島の譲渡については拒否された。もう一つの案である軍艦要求についても拒否されていた。ロシア側の姿勢をうけて榎本は、第五回会談から約二週間後に、「此上は他の武器類にも相談致候敷又は彼より申出候『アンフヒトリット』瀬戸迄の諸島を代地に取候より外手段有之間敷候」と述べている(同前、一七九頁、明治八年一月一日付寺島宗則宛榎本武揚報告書)。少なくともこの時点までは、第六回会談で見せたような

強硬な要求については考えておらず、むしろ妥協ラインを探していたと思われる。しかし、本国との調整などもありロシア側が納得できる妥協案を直ぐには出さなかったため、ロシア側が焦り始めたのだろう。そして、それを敏感に察知した榎本が、ロシア側の姿勢に影響を与えている当時の国際情勢なども考慮しながら、相手の足下をみる作戦に転換したのではないだろうか。ちなみに、遅くとも二月二二日までには、榎本の決意は固まっていたようである。同前、明治八年二月二二日付榎本武揚発寺島宗則宛電信。

七九 「他人」とはおそらくロシア側の政府関係者であろう。

八〇 前掲、『日本外交文書』第八卷、一九一頁、明治八年三月二八日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附屬書對話書第七回。第七回会談の記

述は特に明記の無い限り、本史料をもとに作成。
八一 同前、一九三〜一九五頁、明治八年三月二八日付寺島宗則宛榎本武揚報告書附屬書對話書第七回。第七回会談の記

八二 同前、一九一頁、明治八年三月二八日付寺島宗則宛榎本武揚報告書

八三 ストレモウホフは条約締結を急いでいる理由を、皇帝や諸大臣が五、六月から旅行に出かけ都を留守にするため交渉に支障が出ることを、僻地である千島と樺太の交換を遅らせれば受け渡しに支障が出てしまうことを挙げている。しかし、榎本はこれを建前に過ぎないと思っていたようである。(同前、一九二頁、明治八年三月二八日付寺島宗則宛榎本武揚報告書)

八四 同前

八五 前掲、加茂儀一『榎本武揚』、四五六頁

八六 前掲、石井孝『明治初期の日本と東アジア』、二七八頁

八七 佐藤優氏も千島列島のシーレーンとしての役割を指摘している。(前掲、榎本隆充・高成田享編『近代日本の万能人 榎本武揚』、三六頁)

八八 実際第六回会談での榎本の要求拡大に対してロシア側は、「……『パラムシル』及其他の嶋をも貴國に御讓申候上は我船は常に他國に属する瀬戸を通航せざるを得ざるを以て海軍省にて何分不承知にて候」と返答している。

八九 樺太および千島列島に住んでいた日露両国人は、国籍を維持したまま残留することが認められ、残留する場合は営業、所有の権利、信教の自由が保障されるものとされた。この先例は、現在係争中の北方四島がもし対日返還される暁には、原住民の権利保護に関して一つの参考例を提供していると受け取れるかもしれない。(木村汎『日露国境交渉史』中央公論社一九九三、六四頁)

九〇 前掲、秋月俊幸『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題』、二三八頁

九一 注二六を参照

九二 前掲、『寺島宗則関係資料 下』、四九〇頁、年不明二月二六日付寺島宗則宛榎本武揚書簡

九三 樺太千島交換条約締結から一六年後の大津事件でロシア皇太子が重傷を負ったとき、日本政府はロシアの報復を恐れ急遽ロシアに人脈のある榎本を謝罪使節に選んだ。ロシア側は好意的にもその必要性を認めず日本政府の申し出を断つたが、大津事件の責任をとって青木周三外相は辞任した。そのため後任の外相には、ロシアに受けが良い榎本が選ばれた(前掲、加茂儀一『榎本武揚』、五六八〜五六六頁)。このことから、当時の日本では対露外交で榎本の右に出るものはいなかったことが窺える。

九四 日露外交においては後藤新平などが近年大いに注目されており、榎本武揚よりも多くの研究書が書かれている。さらに、ワシリー・モロジヤコフ・木村汎訳『後藤新平と日露関係史―ロシア側新資料に基づく新見解』(藤原書店二〇〇九)が刊行され、ロシア側からも日露関係史の中に後藤新平を位置づける動きが活発になってきた。その一方で、後藤新平よりも前に日露外交で活躍したはずの榎本については管見する限りそのような研究動向はない。だが振り返ってみると、近代日本における日露外交で初めに登場するのは榎本武揚であり、その意味で彼に焦点が当たっていないのは不可解である。

九五 一八七一年にも岩倉使節団が条約改正交渉に向かったが一蹴されている。

九六 実際、榎本は政府要人から称賛を受けた。岩倉具視からは、「……榎本公使足下を始め深く御盡力其功により皇國の大幸と感服之至……」(日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』六卷、東京大学出版会一九六九、三六八〜三六九頁、明治八年九月五日付花房義質宛岩倉具視書簡)、また、『カラフト条約』一件に就ては今般寺島外務卿より日本國の爲め後來之害を除き国柄をおとさず国利も失はぬ取計方格別之骨折なりとホメモトバ申越候：黒田長官杯も此度伝言を以て礼を申来候」(前掲、加茂儀一『資料榎本武揚』二八五頁、明治八年六月二〇日付妻宛榎本武揚書簡)より、寺島宗則や黒田清隆からも高評価を得ていることが分かる。また、石井孝氏も千島と樺太の交換を日本に不利な取引ではなかったと評価する(前掲、石井孝『明治初期の日本と東アジア』、二七六頁)。その一方で、ロシア皇帝も条約締結に満足し、榎本にスタニスラス大十字勲章を授与している(前掲、『寺島宗則関係資料集 上』一六〇頁、一七五〜一七六頁、明治八年一〇月二八日付榎本武揚発寺島宗則宛電信)。

九七 一般的な対等外交としては、本条約締結以前に結ばれた日清修好条規などが注目されがちである。しかし、中国も日本同様に西欧列強に不平等条約を結ばれていることを鑑みた場合、そのような国との対等外交に西欧列強の一員である大ロシアとの対等外交よりも大きな意義を与えることはできない。

九八 前掲、下斗米伸夫「初めて日本を『対等な交渉者』に―樺太・千島交換条約の舞台裏―」

九九 明治八年九月一八日の東京日日新聞に掲載 中山泰昌編『新聞集成明治編年史』第二卷、本邦書籍一九八二、三九八頁)

一〇〇 詳しくは前掲、榎本隆充、高成田享編『近代日本の万能人 榎本武揚』を参照